

役員報酬等の支給規程

〔理事長報酬〕

第1条 社会福祉法人立根厚生会理事長に対し年俸12万円を支給する。
但し、月に3日以上出勤するものとする。

〔役員出席日当〕

第2条 社会福祉法人立根厚生会役員（理事、監事、評議員選任・解任委員、評議員）に出席した場合、日当3000円を支給する。

〔旅費〕

第3条 社会福祉法人立根厚生会役員（理事、監事、評議員選任・解任委員、評議員）が、その業務の為出張したときは、往復車馬賃実費と日当を支給する。
但し、市内3000円、市外6000円、半日は、半日当とする。

第4条 この規程は、平成8年4月1日より施行する。
平成16年1月1日改定。
平成29年4月1日改正する。